

特許の拒絶理由・異議申立理由・無効理由の比較

2020.01.19作成
小山特許事務所(koyamapat.jp)

	拒絶理由	異議申立理由	無効理由	
	第49条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしななければならない。	第113条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。	第123条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。	
新規事項追加(17条の2第3項)	一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正が第17条の2第3項又は第4項に規定する要件を満たしていないとき。	一 その特許が第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたこと。	一 その特許が第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたとき。	
シフト補正(17条の2第4項)		シフト補正違反は、拒絶理由であるが異議理由・無効理由ではない。		
外国人の権利の享有(25条)	二 その特許出願に係る発明が第25条、第29条、第29条の2、第32条、第38条又は第39条第1項から第4項までの規定により特許をすることができないものであるとき。	二 その特許が第25条、第29条、第29条の2、第32条又は第39条第1項から第4項までの規定に違反してされたこと。	二 その特許が第25条、第29条、第29条の2、第32条、第38条又は第39条第1項から第4項までの規定に違反してされたとき(その特許が第38条の規定に違反してされた場合にあっては、第74条第1項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)	
発明該当性(29条1項柱書)				
産業上の利用可能性(29条1項柱書)				
新規性(29条1項各号)				
進歩性(29条2項)				
拡大先願(29条の2)				
不特許事由(公序良俗・公衆衛生)(32条)				
先願(39条1～4項)				
共同出願(38条)				共同出願違反は、拒絶理由・無効理由であるが、異議理由ではない。
条約違反				三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。
明細書の記載要件(36条4項一号)	四 その特許出願が第36条4項第一号若しくは第6項又は第37条に規定する要件を満たしていないとき。	四 その特許が第36条4項第一号又は第6項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。	四 その特許が第36条4項第一号又は第6項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。	
特許請求の範囲の記載要件(36条6項)				特許請求の範囲の記載要件のうち委任省令要件違反は、拒絶理由であるが、異議理由・無効理由ではない。
発明の単一性(37条)				発明の単一性違反は、拒絶理由であるが異議理由・無効理由ではない。
先行技術文献情報開示要件(36条4項二号、48条の7)	五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第36条4項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。	所定通知後の文献公知情報記載違反は、拒絶理由であるが、異議理由・無効理由ではない。		
原文新規事項	六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないとき。	五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。	五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないとき。	
冒認出願	七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。	冒認出願は、拒絶理由・無効理由であるが、異議理由ではない。		
後発的無効理由	特許後の後発的事由は、無効理由のみである。			
不適法訂正	特許後の訂正要件違反は、無効理由のみである。			
			七 特許がされた後において、その特許権者が第25条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。	
			八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第126条第1項ただし書若しくは第5項から第7項まで(第120条の5第9項又は第134条の2第9項において準用する場合を含む。)、第120条の5第2項ただし書又は第134条の2第1項ただし書の規定に違反してされたとき。	